

電気通信サービス利用者懇談会報告書案（案）」に対する意見書

平成21年1月9日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法にクーリング・オフの規定を設けるべきである

理由

消費生活センターへ寄せられる相談には、通信・放送サービス契約に関する相談が多い。

優先接続に関して以前より、高齢者に対し通信業者や代理店等の営業員が「安くなる、千円がキャッシュバックされる」等と勧誘し、高齢者がその内容を理解しないまま契約してしまった例が多かった。

最近、携帯電話等と家の固定電話を1つの業者に「まとめる」とお得という勧誘がなされ、携帯電話を購入した息子がその場で優先接続手続書面を記入して提出したため、本来の固定電話の契約が契約者の認識のないまま他社・息子名義に変更されていたという事例もあった。